

原子力政策に反対する理由について

- 1) 新潟県中越沖地震以降、91%もの国民が原子力の耐震性に不安を示しています。それにも拘わらず、さらに推進されようとしています。新潟県中越沖地震は、2000 ガルを超えました。柏崎刈羽原子力発電所の耐震設計基準は 450 ガルです。新たな活断層も見つかりました。

2007 年 8 月 12 日の毎日新聞の世論調査。原子力の耐震性について「非常に不安」が 56%、「ある程度不安」が 35%、「あまり不安がない」は 6%。増設については「現状程度でいい」が 57%、「削減を求める」が 23%、「増設に賛成」が 16%。

電源地域の地元住民に聞いた他のアンケートでは、今後、増やす方が良いと考える電源について、「新エネルギー」が 46.6%、「原子力」が 16.7%と回答しています。

- 2) 原子炉の建設が、住民の反対で一向に進まないにも拘わらず、地球温暖化対策の中心に置いていることは、地球温暖化対策を遅らせる行為です。末尾の図を参照下さい。
- 3) 詐欺行為。現在の原子力の発電コストは 5.9 円/kWh で、モデルケースで試算したものです。しかし、2004 年の資源エネルギー庁の電力基盤課長の発言には、次の通りあります。電気事業連合会が財務諸表ベースで計算した数値ですが、「2000 年度から 2003 年度の平均値ということで、原子力が設備利用率 78%、そのときのコストが 8.3 円/kWh」とあります。また、太陽光発電に至っては、30 年以上利用できるにも拘わらず、運転年数を 20 年とし、風力発電は、20 年以上利用ができるにも拘わらず、耐用年数を 17 年と計算しています。原子炉の稼働率においては、80%で試算されています。しかし、1970 年度から 2006 年度までの平均時間稼働率は 70.8%。新潟県中越沖地震のあった 2007 年度の設備利用率は 60.7%です。
- 4) 税金の無駄使い。実験炉「ふげん」は、電力会社の不採用により、税金が無駄となりました。建設費は 685 億円。解体費用は 2000 億円と言われています。また、高速増殖炉「もんじゅ」においては、今までに 1 兆円近い税金が使われています。高速増殖炉は、電力会社が採用するかどうか分かりません。何故、電力会社のみ、民間企業でありながら、このように優遇されてばかりいるのでしょうか。

再生可能エネルギーに至っては、風力発電の潜在能力は、陸上で 341 億 kWh / 年、洋上で 4027 億 kWh / 年と試算されています。海流発電は 3577 億 kWh / 年、潮流発電は 391 億 kWh / 年の可能性が示されています。これだけで、合計で 8336 億 kWh / 年。総電力量の約 78%に相当します。太陽光発電は、「日本の個人住宅 2500 万戸の屋根の 80%に 3kW、集合住宅 45 万棟の屋根の 50%に 20kW の太陽電池パネルを設置すると年間発電量は 3077 億 kWh で、これは日本の総発電量の 40%にも相当する」との試算もあります。

現在、RPS 法（電気事業者に対して、一定量以上の新エネルギー等の利用を義務付けた制度）もありますが、買い取り義務は著しく低く、2010 年度の新エネルギーの導入目標は、年 122 億 kWh、総電力量の 1.35%程度です。

しかも、上限が「1kWh 当たり 11 円以下」と決められています。電力会社の価格の独占状態を支援し、新エネルギー事業者を法的な力を利用して妨害しています。例えば、東北電力の場合の大規模風力発電の入札結果は、下の表の通りです。買い取り価格は 2006 年度で、夏季の平日の昼間が 4.90 円 / kWh、その他の季節の平日昼間が 4.20 円 / kWh、夜間が 1.80 円 / kWh です。著しく低い購入額は、業者いじめです。

	応募総数	決定
2003 年	25 件・527,850kW	4 件・90,350kW
2006 年	31 件・約 540,000kW (出力変動緩和制御型)	3 件・50,000kW
	8 件・約 220,000kW (出力一定制御型)	2 件・50,000kW

5) 原子力は数々の法律に違反しています。例えば「中央省庁等改革基本法」の第 21 条、2 のイには「やってはならないこと」が記されています。

(経済産業省の編成方針)

第 21 条、2 のイ 個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること

原子力の推進は、産業に該当します。電力を売って、直接利益を得るのは、電力会社に限られます。

「憲法」第 15 条の第 2 項にも違反しています。

(公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障)

第 15 条 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

それだけではありません。強要罪、国家公務員倫理法違反など 22 の罪名が挙げられます。その他、雑誌の記事では、電力会社は互いに縄張り意識を優先させ、日本卸電力取引所の取引においても、当事者以外は知りえないはずの取引情報が電力会社九社に筒抜けになっていると指摘されています。昨年、1 万件を超える電力会社の不祥事も報道され、3 度の臨界事故も起きています。

日本国憲法には、前文 第 1 項で「主権は国民に存すること」と宣言されています。しかし、原子力の推進は、国民感情を無視し、民主主義の崩壊さえも心配されます。

平成 18 年 10 月の塩崎国務大臣の発言には、次の通りあります。原子力についての話し合われた場面です。

152 塩崎国務大臣 今の憲法第九条第二項を解釈したときに、核兵器が入る、入らないの話は、真田さんの解釈とかいうことではなくて、内閣法制局が長年にわたってとってきたスタンスとして、それは理論的にはあり得ると言うことを言っているだけのことであります。

果たして、国民の反対で進まない原子力が、生命を尊重する地球温暖化対策の要と成りえるのでしょうか。プルトニウムは、100 万分の 1g のレベルで肺ガンを起こすと言われています。チェルノブイリの原子力発電所事故では、小児甲状腺がんなどが増えています。

原発おことわりマップ (2006年3月末現在)

《原発建設阻止状況》

計画浮上時期	断念ないし未着工	建設中	運 転 中
1960年以前			東海
1961～65年	芦浜	もんじゅ	敦賀、美浜、福島、川内、能登（志賀）、東通
1966～70年	日高、浪江・小高、田万川、巻、古座、那智勝浦		高浜、玄海、浜岡、島根、伊方、大飯、女川、ふげん、泊、柏崎刈羽
1971～75年	熊野、浜坂、田老、久美浜、珠洲		
1976～80年	阿南、日置川、大間、豊北、窪川		
1981年以降	上関、萩、青谷、串間		

「放射性廃棄物等持ち込み拒否条例」
(198ページ) 参照

